# Ⅶ　学　　位

【学部・大学院】

# 1　神戸大学農学部における学位授与に関する方針

神戸大学農学部は，農学を核とする広範な知識を授けるとともに，食料・環境・健康生命に代表される農学の諸課題を探究することによって，持続共生社会を構築するための知識と技術を備えた人材を育成し，知的基盤を創成することを目的としている。

この目的を達成するため，以下に示した方針に従って学士の学位を授与する。

学位：学士（農学）

■食料環境システム学科生産環境工学コース

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，農学部食料環境システム学科生産環境工学コースは以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本学部に 4 年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，卒業までに，本コース学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる工学的分野の基盤となる知識を体系的に理解・応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる工学的分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる工学的分野の専門知識にもとづき，実験･調査を行い，解析を行うことができる。

○食や農に関わる工学的分野の専門知識や技術を，社会的課題の解決策として活用することができる。

■食料環境システム学科食料環境経済学コース

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，農学部食料環境システム学科食料環境経済学コースは以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本学部に 4 年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，卒業までに，本コース学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる社会経済的分野の基盤となる知識を体系的に理解・応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる社会経済的分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる社会経済的分野の専門知識にもとづき，情報収集・社会調査を行い，分析を行うことができる。

○食や農に関わる社会経済的分野の専門知識を，社会的課題の解決策として活用することができる。

■資源生命科学科応用動物学コース

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，農学部資源生命科学科応用動物学コースは以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本学部に 4 年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，卒業までに，本コース学生が，身につけ

るべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる動物科学分野の基盤となる知識を体系的に理解・応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる動物科学分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる動物科学分野の専門知識にもとづき，実験・情報収集・調査を行い，分析を行うことができる。

○食や農に関わる動物科学分野の専門知識や技術を，社会的課題の解決策として活用することができる。

■資源生命科学科応用植物学コース

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，農学部資源生命科学科応用植物学コースは以下に示した方針に従って当該学位を授与する.

●本学部に 4 年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，卒業までに，本コース学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる植物科学分野の基盤となる知識を体系的に理解・応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる植物科学分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる植物科学分野の専門知識にもとづき，観察・実験を行い，分析を行うことができる。

○食や農に関わる植物科学分野の専門知識や技術を，社会的課題の解決策として活用することができる。

■生命機能科学科応用生命化学コース

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，農学部生命機能科学科応用生命化学コースは以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本学部に 4 年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，卒業までに，本コース学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる生命化学分野の基盤となる知識を体系的に理解・応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる生命化学分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる生命化学分野の専門知識や技術にもとづき，情報収集・実験を行い，分析することができる。

○食や農に関わる生命化学分野の専門知識や技術を，社会的課題の解決策として活用することができる。

■生命機能科学科応用機能生物学コース

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，農学部生命機能科学科環境生物学コースは以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本学部に 4 年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，卒業までに，本コース学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる生物学分野の基盤となる知識を体系的に理解・応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる生物学分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。
○食や農に関わる生物学分野の専門知識にもとづき，実験･調査を行い，分析を行うことができる。
○食や農に関わる生物学分野の専門知識や技術を，社会的課題の解決策として活用することができる。

# 2　神戸大学大学院農学研究科における学位授与に関する方針

博士課程前期課程

神戸大学大学院農学研究科は，農学を核とする専門的な知識を授けるとともに，食料・環境・健康生命に代表される農学の諸課題を探究することによって，持続共生社会を構築するための高度な知識と技術を備えた人材を育成し，知的基盤を創成することを目的としている。

この目的を達成するため，以下に示した方針に従って修士の学位を授与する

学位：修士（農学）

■食料共生システム学専攻・生産環境工学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科前期課程に２年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，前期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる工学的分野の先端的な知識を理解することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる工学的分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる工学的分野の専門知識にもとづき，適正な実験・調査を行い，その解析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる工学的分野における自己の研究成果を，学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として発表・活用することができる。

■食料共生システム学専攻・食料環境経済学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科前期課程に２年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，前期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる社会経済的分野の先端的な知識を理解することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる社会経済的分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる社会経済的分野の専門知識にもとづき，適正な情報収集・社会調査を行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる社会経済的分野における自己の研究成果を，学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として発表・活用することができる。

■資源生命科学専攻・応用動物学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科前期課程に２年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，前期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる動物科学分野の先端的な知識を理解することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる動物科学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる動物科学分野の専門知識や技術にもとづき，適正な観察・実験を行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる動物科学分野における自己の研究成果を，学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として発表・活用することができる。

■資源生命科学専攻・応用植物学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科前期課程に２年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，前期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる植物科学分野の先端的な知識を理解することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる植物科学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる植物科学分野の専門知識にもとづき，適正な観察・実験を行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる植物科学分野における自己の研究成果を，学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として発表・活用することができる。

■生命機能科学専攻・応用生命化学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科前期課程に２年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，前期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる生命化学分野の先端的な知識を理解することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる生命化学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる生命化学分野の専門知識にもとづき，適正な情報収集・実験を行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる生命化学分野における自己の研究成果を，学術の進歩あるいは社会的課題の解

決策として発表・活用することができる。

■生命機能科学専攻・応用機能生物学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科前期課程に2年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる生物学分野の先端的な知識を理解することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる生物学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる生物学分野の専門知識にもとづき，適正な実験・調査を行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる生物学分野における自己の研究成果を，学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として発表・活用することができる。

博士課程後期課程

神戸大学大学院農学研究科は，農学を核とする広範かつ高度な知識を授けるとともに，食料・環境・健康生命に代表される農学の諸課題を探究することによって，持続共生社会を構築するための専門的な知識と技術を備えた人材を育成し，知的基盤を創成することを目的としている。

この目的を達成するため，以下に示した方針に従って博士の学位を授与する。

学位：博士（農学）

■食料共生システム学専攻・生産環境工学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に3年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる工学的分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる工学的分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる工学的分野の専門知識にもとづき，適正な実験・調査を多面的かつ精確に行い，その解析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる工学的分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。

■食料共生システム学専攻・食料環境経済学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に 3 年以上在学し , 履修要件として定めた所定の単位以上を修得し , かつ必要な研究指導を受けた上 , 博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし , 在学期間に関しては , 優れた業績を上げたものについては , 後期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え , 修了までに , 本講座学生が , 身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる社会経済的分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる社会経済的分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる社会経済的分野の専門知識にもとづき，適正な情報収集・社会調査を , 多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに , 適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる社会経済的分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。

■資源生命科学専攻・応用動物学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に 3 年以上在学し , 履修要件として定めた所定の単位以上を修得し , かつ必要な研究指導を受けた上 , 博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし , 在学期間に関しては , 優れた業績を上げたものについては , 後期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え , 修了までに , 本講座学生が , 身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる動物科学分野の先端的な知識や技術を身につけ，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる動物科学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる動物科学分野の専門知識にもとづき，適正な観察・実験を , 多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに , 適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる動物科学分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。

■資源生命科学学専攻・応用植物学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に 3 年以上在学し , 履修要件として定めた所定の単位以上を修得し , かつ必要な研究指導を受けた上 , 博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし , 在学期間に関しては , 優れた業績を上げたものについては , 後期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え , 修了までに , 本講座学生が , 身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる植物科学分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる植物科学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる植物科学分野の専門知識にもとづき，適正な観察・実験を , 多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに , 適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる植物科学分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。

■生命機能科学専攻・応用生命化学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に 3 年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる生命化学分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる生命化学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる生命化学分野の専門知識にもとづき，適正な情報収集・実験を，多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる生命化学的分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。

■生命機能科学専攻・応用機能生物学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に 3 年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる生物学分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる生物学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる生物学分野の専門知識にもとづき，適正な実験･調査を，多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる生物学分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。

学位：博士（学術）

■食料共生システム学専攻・生産環境工学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に 3 年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる工学的分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる工学的分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる工学的分野の専門知識にもとづき，適正な実験・調査を多面的かつ精確に行い，その解析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。
○食や農に関わる工学的分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。
○学際的知識を有し，食や農に関わる工学的分野に応用できる。

■食料共生システム学専攻・食料環境経済学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に3年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる社会経済的分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。
○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる社会経済的分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。
○食や農に関わる社会経済的分野の専門知識にもとづき，適正な情報収集・社会調査を，多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。
○食や農に関わる社会経済的分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。
○学際的知識を有し，食や農に関わる社会経済的分野に応用できる。

■資源生命科学専攻・応用動物学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に3年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる動物科学分野の先端的な知識や技術を身につけ，応用することができる。
○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる動物科学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。
○食や農に関わる動物科学分野の専門知識にもとづき，適正な観察・実験を，多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。
○食や農に関わる動物科学分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。
○学際的知識を有し，食や農に関わる動物科学分野に応用できる。

■資源生命科学学専攻・応用植物学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に3年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる植物科学分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる植物科学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる植物科学分野の専門知識にもとづき，適正な観察・実験を，多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる植物科学分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。

○学際的知識を有し，食や農に関わる植物科学分野に応用できる。

■生命機能科学専攻・応用生命化学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に3年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる生命化学分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる生命化学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる生命化学分野の専門知識にもとづき，適正な情報収集・実験を，多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる生命化学的分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。

○学際的知識を有し，食や農に関わる生命化学分野に応用できる。

■生命機能科学専攻・応用機能生物学講座

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

●本研究科後期課程に3年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げたものについては，後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

●神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，修了までに，本講座学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

○食や農に関わる生物学分野の先端的な知識を理解し，応用することができる。

○高い倫理観と使命感をもって，食や農に関わる生物学分野とその関連分野の研究を批判的に検討し，独自の課題を適切に設定することができる。

○食や農に関わる生物学分野の専門知識にもとづき，適正な実験･調査を，多面的かつ精確に行い，その分析結果から新規な結論を導くとともに，適切に考察・論述することができる。

○食や農に関わる生物学分野における自己の体系的な研究成果を，重要な学術の進歩あるいは社会的課題の解決策として公表・活用することができる。

○学際的知識を有し，食や農に関わる生物学分野に応用できる。

# 3　神戸大学大学院農学研究科学位論文評価基準

神戸大学大学院農学研究科は，学位論文について，研究科のディプロマ・ポリシーに基づき，以下の基準により総合的に評価する。

なお，この基準に定めるもののほか，専攻分野において必要なものは当該専攻が定める。

（修士論文の評価基準）

修士論文の審査にあたっては，以下の項目を評価基準として考慮する。

1．学術的あるいは社会的な観点において，新規な内容が含まれていること。

2．先行研究あるいは関連研究をふまえ，適切に課題が設定されていること。

3．論述が適切になされていること。

4．研究方法が適切に選択され，研究が実施されていること。

5．研究結果に関する考察が適切になされていること。

（博士論文の評価基準）

博士論文の審査にあたっては，以下の項目を評価基準として考慮する。

1．学術的あるいは社会的な観点において，重要で新規な内容が含まれ，当該分野に貢献していること。

2．先行研究あるいは関連研究をふまえ，適切に課題が設定されていること。

3．章立てを含めて，論述が適切になされていること。

4．研究方法が適切に選択され，研究が実施されていること。

5．研究結果に関する考察が適切になされていること。

6．引用等が適切かつ必要十分であること。

## [博士課程前期課程・後期課程共通]

# 1　学　位　に　つ　い　て

### 1　修士の学位について

（1）修了者に授与する学位及び学位に付記する専攻分野の名称について

①　本研究科前期課程の所定の課程を修了した者には，修士の学位を授与する。

②　学位に付記する専攻分野の名称

修士の学位を授与するにあたっては，「農学」の名称を付記する。

（2）修了論文の提出手続等について

①　研究経過発表会について

前期課程の学生は，研究経過発表会（原則として２年次前期に学生の所属する専攻・講座の開催する。）で発表を行ったことの認定を受けなければ，学位論文を提出することができない。

②　修士論文審査等について

A　修士論文等の提出

修士論文の審査を願い出る者は，次に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

ア　修士論文審査申請書（所定の用紙を交付する。）　１部

イ　修士論文（表紙は所定の用紙を交付する。）２部

B　修士論文等の提出期限は，毎年度，研究科教授会が別に定める。

③　修士論文審査

提出された修士論文の審査は，「神戸大学大学院農学研究科の修士論文審査等に関する内規」第３条による修士論文審査委員会が行う。

④　最終試験

修士論文を中心として，これに関連ある専門科目について，筆答又は口頭により修士論文審査委員会が最終試験を行う。

⑤　修士論文発表会

専攻長は，修士論文発表会を公示のうえ，開催する。

⑥　学位授与の可否

学位授与の可否の決定は，修士論文審査委員会の修士論文審査結果報告書及び修士最終試験報告書に基づき，研究科教授会において行う。

### 2　課程を経た者の博士の学位について

（1）修了者に授与する学位及び学位に付記する専攻分野の名称について

①　本研究科後期課程の所定の課程を修了した者には，博士の学位を授与する。

②　学位に付記する専攻分野の名称

博士の学位を授与するにあたっては，「学術」の名称を付記する。ただし，教育・研究の内容によっては，「農学」の名称を付記することがある。

③　英文学位記には専門分野の名称が付記されます。原則として所属する専攻名もしくは講座名

を用いますが，これ以外の名称を希望される場合は，理由書（様式自由）を添えて指導教員より教務学生係へ提出してください。

| 専攻又は講座 | 英語表記 |
|---|---|
| 食料共生システム学（専攻） | Agricultural Engineering and Socio-Economics |
| 生産環境工学（講座） | Agricultural Engineering |
| 食料環境経済学（講座） | Food and Environmental Economics |
| 資源生命科学（専攻） | Bioresource Science |
| 応用動物学（講座） | Animal Science |
| 応用植物学（講座） | Plant Science |
| 生命機能科学（専攻） | Agrobioscience |
| 応用生命化学（講座） | Applied Chemistry in Bioscience |
| 応用機能生物学（講座） | Applied Biology |

（２）研究経過発表会及び研究成果発表会について

① 研究経過発表会について

後期課程の学生は，研究経過発表届を研究科長に提出し，研究経過発表会（１年次及び２年次に学生の所属する専攻・講座の開催する。）で発表を行い，博士論文の作成に関し適切な指導を受けるものとする。

② 研究成果発表会について

後期課程の学生は，３年次の博士論文審査の願い出に先立ち，研究成果発表届を研究科長に提出し，学生の所属する専攻・講座が開催する研究成果発表会で発表を行い，博士論文の作成に関し適切な指導を受けるものとする。

（３）博士論文草稿の予備審査について

学位論文を提出しようとする者は，学位論文の提出に先立ち，所属する専攻において予備審査を受けなければならない。

① 出願手続

予備審査を願い出る者は，次の書類を指導教員に提出するものとする。

ア 博士論文草稿予備審査願（所定の用紙を交付する。） １部
イ 博士論文の草稿 ３部
ウ 論文内容の要旨（所定の用紙を交付する。） ３部
エ 論文目録（所定の用紙を交付する。） ３部
オ その他の参考論文

② 予備審査

ア 提出された論文草稿等の内容について，予備審査委員会（指導教員及び指導教員から委嘱された２人以上の教員）が，学位審査に値するか否かを判定する。
イ 予備審査の結果については，指導教員から通知する。

③ 予備審査終了後の手続

博士論文草稿等の内容が学位審査に値すると認められたときは，所定の手続により，博士論文等を研究科長に提出するものとする。

④ その他

出願期間等予備審査に関し必要な事項は，指導教員から通知する。

（４）博士論文審査等について

予備審査の結果，博士論文草稿等の内容が学位審査に値すると認められた者の博士論文審査は，次により行う。

① 博士論文等の提出

A 博士論文の審査を願い出るときは，次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。なお，学位論文等の作成要領については，別途通知する。

ア 博士論文審査願（所定の用紙を交付する。） １部
イ 論文目録（所定の用紙を交付する。） １部
ウ 博士論文 ４部
エ 博士論文を記録した電子媒体（CD-R） １部
オ 論文内容の要旨（所定の用紙を交付する。） １部
カ 履歴書（所定の用紙を交付する。） １部
キ その他の参考論文

B 博士論文等の提出期間は，毎年度，研究科教授会が別に定める。

② 博士論文審査

提出された博士論文の審査は，「神戸大学大学院農学研究科の課程を経た者の博士論文審査等に関する内規」第３条による博士論文審査委員会が行う。

③ 最終試験

A 博士論文を中心として，これに関連ある専門科目について，筆答又は口頭により博士論文審査委員会が最終試験を行う。

B 試験科目，試験の方法等については，博士論文審査委員会から通知する。

④ 博士論文発表会

博士論文審査委員会は，博士論文発表会を公示のうえ，開催する。

⑤ 学位授与の可否及び学位に付記する専攻分野の名称の決定

学位授与の可否及び学位に付記する専攻分野の名称の決定は，博士論文審査委員会の博士論文審査結果報告書及び博士最終試験報告書に基づき，研究科教授会において行う。

## ３ その他

学位に関する様式，その他については，農学部・農学研究科ホームページを参照してください。

農学部・農学研究科ホームページ

http://www.ans.kobe-u.ac.jp/

# 2　農学研究科博士課程学生の論文指導に関する申合せ

平成 19 年 4 月 1 日制定

1．この申合せは，農学研究科博士課程前期課程学生及び後期課程学生の指導教員（農学研究科規則第 20 条関係）及び副指導教員について，必要な事項を定めるものとする。

（前期課程学生の指導教員）

2．指導教員は，学生の修士論文に係わる一連の研究指導を行うものとする。

3．指導教員は，神戸大学大学院農学研究科教員資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）において，前期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者とする。

4．指導教員の選定は，学生及び学生が所属する教育研究分野の協議による。

（後期課程学生の指導教員）

5．指導教員は，学生の博士論文に係わる一連の研究指導を行うものとする。

6．指導教員は，資格審査委員会において，後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者とする。

7．指導教員の選定は，学生及び学生が所属する教育研究分野の協議による。

（副指導教員）

8．修士論文並びに博士論文の指導においては，副指導教員を置くものとする。

9．修士論文の副指導教員は，３項の資格適格者とする。

10．博士論文の副指導教員は，６項又は３項の資格適格者とする。

11．副指導教員は，指導教員の推薦に基づき，専攻・講座が選定する。

12．連携講座の副指導教員は，連携講座外の教員とする。

（その他）

13．学生の修士論文及び博士論文指導に必要な他の事項は，専攻・講座において別途定める。

附　則

この申合せは，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## [博士課程前期課程]

# 1　神戸大学大学院農学研究科の修士論文審査等に関する内規

平成 19 年４月１日制定

（趣　旨）

**第１条**　この内規は，神戸大学学位規程（平成 16 年４月１日制定。）第 24 条に基づき，神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程前期課程の修士論文審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

（修士論文等の提出）

**第２条**　修士論文の審査を願い出るときは，次に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

(1)　修士論文審査申請書（別紙様式１）　　１部

(2)　修士論文（表紙は別紙様式２）　　２部

２　修士論文審査申請書の提出時期は，３月修了予定者にあっては 12 月，９月修了予定者にあっては６月とし，各時期における提出期限は，研究科教授会の議を経て別に定める。

３　修士論文の提出時期は，３月修了予定者にあっては２月，９月修了予定者にあっては８月とし，各時期における提出期限は，研究科教授会の議を経て別に定める。

４　前２項の規定にかかわらず，研究科教授会の議を経て特に必要と認めたときは，提出の時期及びその期限を別に定めることができる。

（修士論文審査委員会）

**第３条**　修士論文等の提出があったときは，論文審査及び最終試験を行うため，修士論文提出者ごとに修士論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

２　審査委員会は，教授及び准教授のうちから２人以上を含む研究科の教員をもって組織し，主査１人及び副査をおくこととする。ただし，少なくとも教授１人を含めなければならない。

３　審査委員となる研究科の教員は，神戸大学大学院農学研究科教員資格審査委員会において，博士課程前期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。また，審査委員には指導教員を含むこととする。

４　研究科教授会の議を経て審査のため必要があると認めるときは，前２項に定める者のほか，修士論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の者を審査委員に加えることができる。

５　主査及び副査の選定は，修士論文提出者の所属する専攻・講座の協議，及び研究科教授会の議を経て行う。

（最終試験）

**第４条**　審査委員会は，提出された修士論文について，最終試験を行うものとする。

２　専攻長は，最終試験に関わる修士論文発表会を公示のうえ，開催するものとする。

３　修士論文発表会における修士論文提出者との質疑応答をもって，最終試験とする。

４　審査委員会は，修士論文発表ができなかった修士論文提出者に対し，専攻会議の了承のうえ，別途，最終試験を実施するものとする。

５　審査委員会は，前項による最終試験の結果について，専攻会議に報告するものとする。

（修士論文審査及び最終試験の結果の報告）

**第５条**　審査委員会は，修士論文審査及び最終試験が終了したときは，修士論文審査結果報告書（別紙様式３）及び修士最終試験報告書（別紙様式４）を研究科長に提出するものとする

附　　則

この内規は，平成 22 年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成 27 年４月１日から施行する。

# 2　神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程研究経過発表会実施要領

平成 19 年 4 月 1 日制定

1　趣旨

この要領は，神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程の修士論文審査等に先立ち実施する研究経過発表会（以下「発表会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 発表会の開催時期

発表会は，原則として入学１年後からの半年間に学生の所属する専攻・講座の主催により開催するものとし，専攻長は，開催の日時，場所，発表者の氏名及び研究題目を公示するものとする。

3 研究経過発表会実施報告書の提出

専攻長は，発表を行った学生について，研究経過発表会実施報告書（別紙様式１）を研究科長に提出するものとする。

4 その他

⑴転入学者及び再入学者の発表会については，その者の研究経過の内容によって，研究科長が別に指示する。

⑵早期修了候補者については，発表会を免除する。

⑶その他特別の事情があると専攻・講座が認めるものについては，別に指示する。

附　則

この実施要領は，平成 20 年 10 月 24 日から施行する。

附　則

この実施要領は，平成 30 年 6 月 15 日から施行する。

# 3　神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程における早期修了に関する内規

平成19年4月1日制定

（趣　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院農学研究科規則第32条第１項ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了（以下「早期修了」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。

（推　薦）

第２条　指導教員は，早期修了に該当すると認められる者があるときは，以下の書類を添え，定められた期日までに早期修了候補者として専攻長に推薦するものとする。

(1)　推薦書（別紙様式１）

(2)　修士論文の草稿又は要旨（別紙様式２）

(3)　公表論文又は投稿中の論文等

ただし，投稿中の論文については，学術専門誌の掲載決定証明書又はそれに準ずる書類を添付すること。

(4)　履歴書（別紙様式3）

(5)　研究業績書（別紙様式4）

(6)　上記のほか，各専攻が必要とする書類

（早期修了審査委員会）

第３条　専攻長は早期修了の適用資格の有無について審査するため，早期修了審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は，少なくとも当該専攻の教授３人を含む委員により組織し，専攻長が最初の委員会を招集する。

３　委員長は，委員の互選により決定する。

４　委員会は，必要に応じ，指導教員又は被推薦者の学術領域に関係の深い教員等の出席を求め，意見を聴くことができる。

（適用資格判定）

第４条　専攻長は，委員会において，早期修了適用資格が有るとの判断がなされたときは，専攻会議の議を経て，研究科長に早期修了適用資格審査報告書（別紙様式5）を提出するものとする。

２　前項の専攻会議においては，構成員の３分の２以上が出席し，その出席者の３分の２以上の賛成を得なければならない。

（最終判定）

第５条　早期修了適用資格の有無の最終判定は，専攻長会議が行う。

（学位審査論文等の提出）

第６条　早期修了の適用資格が有りと判定された者は，研究科長に修士論文を提出することができる。

（雑　則）

第７条　この内規に定めるもののほか，早期修了に関して必要な事項は，別に定める。

附　則

この内規は，平成19年４月１日から実施する。

# ４　神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程における早期修了に関する内規の運用について

神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程における早期修了に関する内規（以下「内規」という。）の実施については，次の事項に留意して運用するものとする。

## １．早期修了審査の対象者

早期修了審査の対象者は，優れた研究成果を既に上げていると認められ，次の条件に適う者とし，他の条件に関しては各専攻の判断に委ねるものとする。

修士論文の内容を含む，外部審査委員による論文審査を経た学術論文が筆頭著者として，若しくは筆頭著者と同等の資格で１報以上掲載あるいは掲載が認められていること。

## ２．その他

(1)　在学期間に関しては，１年以上の在学で足りうるものとされているが，修了に必要な単位を修得しなければならない。ただし，「特定課題演習Ⅱ－１，Ⅱ－２」ついて，早期修了に伴い履修できない場合は，他の自専攻科目の履修をもって替えることができる。

(2)　学期を単位として授業科目の授業，研究指導が行われることから，学期の中途での修了は認めない。

附　則

この運用は，平成 19 年４月１日から実施する。

附　則

１　この運用は，平成 23 年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 23 年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

[博士課程後期課程]

# 1　神戸大学大学院農学研究科の課程を経た者の博士論文審査等に関する内規

平成19年４月１日制定
平成25年６月21日改正

（趣　旨）

**第１条**　この内規は，神戸大学学位規程（平成 16 年 4 月 1 日制定。）第 24 条に基づき，神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）の博士課程後期課程の博士論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

（博士論文等の提出）

**第２条**　研究科に在学する者が博士論文の審査を願い出るときは，次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

(1)　博士論文審査願（別紙様式１）　　１部
(2)　論文目録（別紙様式２）　　１部
(3)　博士論文　　４部
(4)　博士論文を記録した電子媒体（CD-R）　１部
(5)　論文内容の要旨（別紙様式３）　　１部
(6)　履歴書（別紙様式４）　　１部
(7)　その他の参考論文

２　博士論文等の提出時期は，３月修了予定者にあっては１月，９月修了予定者にあっては７月とし，各時期における提出期限は，研究科教授会の議を経て別に定める。

３　前項の規定にかかわらず，特に必要と認めたときは，提出の時期及びその期限を，研究科教授会の議を経て別に定めることができる。

（博士論文審査委員会）

**第３条**　博士論文等の提出があったときは，論文審査及び最終試験を行うため，博士論文提出者ごとに博士論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

２　審査委員会は，教授２人以上を含む研究科の教員３人以上をもって組織し，主査１人及び副査をおくこととする。

３　審査委員となる研究科の教員は神戸大学大学院農学研究科教員資格審査委員会において，博士課程後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。また，審査委員には指導教員を含むこととする。

４　連携講座においては，副指導教員を加えなければならない。

５　研究科教授会において審査のため必要があると認めるときは，前２項に定める者のほか，博士論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。

６　主査及び副査の選定は，研究科教授会の議を経て行う。

7　審査委員会は，論文審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても，審査するものとする。

（最終試験）

**第４条**　審査委員会は，博士論文を中心として，これに関連する専門科目について，筆答又は口頭により最終試験を行う。

2　審査委員会は，最終試験の試験科目，試験の方法等を定めて，博士論文提出者に通知するものとする。

3　審査委員会は，博士論文発表会を開催するものとする。

（論文審査及び最終試験の結果の報告）

**第５条**　審査委員会は，博士論文審査及び最終試験が終了したときは，博士論文審査報告書（別紙様式５）を研究科長に提出するものとする。

附　則

この内規は，平成 19 年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成 25 年６月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成 27 年２月９日から施行する。

# 2　神戸大学大学院農学研究科の課程を経た者の博士論文草稿の予備審査に関する内規

平成19年4月1日制定

（趣　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程の博士論文審査に先立ち実施する博士論文草稿の予備審査に関し必要な事項を定めるものとする。

（出願手続）

第２条　博士論文草稿の予備審査を願い出る者は，次の書類を指導教員に提出するものとする。

(1)　博士論文草稿予備審査願（別紙様式１）　１部
(2)　博士論文の草稿　３部
(3)　論文内容の要旨（別紙様式２）　３部
(4)　論文目録（別紙様式３）　３部
(5)　その他の参考論文

（予備審査委員会）

第３条　予備審査の願い出があったときは，出願者ごとに，予備審査委員会を置く。

２　予備審査委員会は，提出された論文草稿等の内容の検討を行い，学位審査に値するか否かを判定する。

３　予備審査委員会は，指導教員及び指導教員から委嘱された２人以上の教員をもって組織する。

４　指導教員は，必要があると認めるときは，前項に定めるもののほか博士論文提出予定者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を予備審査に加えることができる。

５　予備審査委員会は，論文草稿等の内容が学位審査に値すると認めたときは，予備審査結果報告書（別紙様式４）を専攻長に提出するものとする。

６　予備審査委員会は，予備審査の結果を出願者に通知するものとする。

（審査委員候補者の選出）

第４条　専攻・講座会議は，予備審査委員会の報告に基づき，博士論文提出予定者ごとに博士論文審査候補者（主査及び副査の候補者）３人以上を選出するものとする。

（研究科長への届出）

第５条　専攻長は，専攻･講座会議終了後，直ちに，博士論文提出予定者･審査委員候補者名簿を（別紙様式５）を研究科長に届け出るものとする。

附　則

この内規は，平成19年4月1日から施行する。

# 3　神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程研究経過発表会及び研究成果発表会実施要領

平成 19 年４月１日制定

## １　趣旨

この要領は，神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程の博士論文審査に先立ち実施する研究経過発表会及び研究成果発表会に関し必要な事項を定めるものとする。

## ２　研究経過発表会の実施

(1)　専攻・講座は，１年次及び２年次に研究経過発表会を実施し，博士論文の作成に関し適切な指導を行うものとする。

(2)　専攻長は，開催の日時，場所，発表者の氏名及び研究題目を公示するものとする。

## ３　研究経過発表届及び研究経過発表会実施報告書の提出

(1)　研究経過発表を行う学生は，研究経過発表届（別紙様式１）を研究科長に提出するものとする。

(2)　専攻長は，研究経過発表を行った学生について，研究経過発表会実施報告書（別紙様式２）を研究科長に提出するものとする。

## ４　研究経過発表の認定

研究科長は，前項の報告書に基づき，研究経過発表を行った者を認定する。

## ５　研究成果発表会の実施

(1)　専攻･講座は，３年次に博士論文審査の願い出に先立ち研究成果発表会を実施するものとする。

(2)　研究成果発表会における発表者は，本研究科後期課程に２年以上在学し，かつ，修了所要単位 10 単位のうち４単位（自専攻２単位，他専攻２単位を含む。）以上を修得している者（修得見込みの者を含む。）でなければならない。

(3)　研究成果発表会は，原則として学位論文提出の３ヶ月前までに学生の所属する専攻・講座の主催により実施するものとし，専攻長は，開催の日時，場所，発表者の氏名及び論文題目を公示するものとする。

## ６　研究成果発表届及び研究成果発表会実施報告書の提出

(1)　研究成果発表をする学生は，研究成果発表届（別紙様式３）を研究科長に提出するものとする。

(2)　専攻長は，研究成果発表を行った学生について，研究成果発表会実施報告書（別紙様式４）を研究科長に提出するものとする。

## ７　研究成果発表の認定

研究科長は，前項の報告書に基づき，研究成果発表を行った者を認定する。

## ８　学位論文の提出

学生は，研究経過発表会及び研究成果発表会において発表を行ったことの認定を受けなければ学位論文を提出することができない。

## ９　その他

(1)　転入学者及び再入学者の研究経過発表会及び研究成果発表会については，その者の研究経過及び研究成果の内容によって，研究科長が別に指示する。

(2)　早期修了予定者については，修了予定年次における研究経過発表会及び研究成果発表会を免除

することがある。

(3)　その他特別の事情があると専攻・講座が認める者については，別に指示する。

附　則

この実施要領は，平成 20 年 10 月 24 日から施行する。

# 4　神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程及び後期課程研究経過発表会実施要領の運用に関する申合せ

平成 20 年 1 月 11 日制定

1．この申合せは，神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程研究経過発表会実施要領（以下，前期課程実施要領，平成 19 年 4 月 1 日制定）及び神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程研究経過発表会及び研究成果発表会実施要領（以下，後期課程実施要領，平成 19 年 4 月 1 日制定）の運用について必要な事項を定めるものとする。

（前期課程における研究経過発表会の実施）

2．前期課程における研究経過発表会は，「前期課程実施要領」第 2 項に従って，原則として学生の所属する専攻・講座の主催により開催されるが，専攻・講座が，発表予定者の専門分野に近い学術領域である教育研究分野等の小単位で研究経過発表会を実施した方が教育上より効果的であると判断する場合や，発表予定者が専攻・講座の主催の研究経過発表会で発表することが難しいと判断する場合には，この限りではない。この場合，研究経過発表会は，指導教員及び副指導教員を含む複数の教員の参加の下に実施されるものとする。

3．上記の研究経過発表会は，教務プロセスの一環であり，研究の進捗状況や方向性を確認するために実施することを目的とし，会議参加者は農学研究科内の教職員及び学生に限定されているため，特許法上の公知の要件に該当するものではない。また，部外者が参加する場合には，必要に応じて，部外者から機密保持誓約書を取得するものとする。

（後期課程における研究経過発表会の実施）

4．後期課程における研究経過発表会は，「後期課程実施要領」第 2 項に従って，専攻・講座の主催により開催されるが，専攻・講座が，発表予定者の専門分野に近い学術領域である教育研究分野等の小単位で研究経過発表会を実施した方が教育上より効果的であると判断する場合や，発表予定者が専攻・講座の主催の研究経過発表会で発表することが難しいと判断する場合には，この限りではない。この場合，研究経過発表会は，指導教員及び副指導教員を含む複数の教員の参加の下に実施されるものとする。

5．上記の研究経過発表会は，教務プロセスの一環であり，研究の進捗状況や方向性を確認するために実施することを目的とし，会議参加者は農学研究科内の教職員及び学生に限定されているため，特許法上の公知の要件に該当するものではない。また，部外者が参加する場合には，必要に応じて，部外者から機密保持誓約書を取得するものとする。

（研究経過発表会の公示）

6．「前期課程実施要領」第 2 項及び「後期課程実施要領」第 2 項に従って，専攻長が研究経過発表

会開催の日時，場所，発表者の氏名及び研究題目を公示するが，前 2，3 項に該当する場合には，専攻長ないし副専攻長の了承の下に指導教員による公示を認めるものとする。

（研究経過発表会の報告）

7．研究経過発表会の開催後，前 2，3 項に該当する場合には，指導教員は専攻長ないし副専攻長に研究経過発表会実施の報告を行うものとする。また，「前期課程実施要領」第 3 項及び「後期課程実施要領」第 3 項に従って専攻長は研究経過発表会実施報告書を研究科長に提出するが，副専攻長による提出を認めるものとする。

附　　則

この申合せは，平成 20 年 1 月 11 日から施行する。

附　　則

この申合せは，平成 23 年 4 月 15 日から施行する。

附　　則

この申合せは，平成 30 年 6 月 15 日から施行する。

# 5　神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規

平成 19 年 4 月 1 日制定

（趣旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院農学研究科規則第 32 条第 2 項ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了（以下「早期修了」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。

（推薦）

第２条　指導教員は，早期修了に該当すると認められる者があるときは神戸大学大学院農学研究科の課程を経た者の博士論文草稿の予備審査に関する内規に基づく博士論文草稿の予備審査を経て，以下の書類を添え，定められた期日までに早期修了の適用を専攻長に推薦するものとする。

⑴　推薦書（別紙様式１）
⑵　博士論文草稿及びその要旨（別紙様式２）
⑶　博士論文に係る公表論文及び投稿中の論文等
　ただし，投稿中の論文については，学術専門誌掲載決定証明書又はそれに準ずる書類を添付すること。
⑷　履歴書（別紙様式３）
⑸　研究業績書（別紙様式４）
⑹　自薦書（A4，自由形式）
⑺　予備審査結果報告書，論文審査委員候補者名簿
⑻　研究所・企業等における研究活動がある場合は，研究活動を証明する書類
⑼　上記の他，各専攻が必要とする書類

２　専攻長は，前項の推薦があった時は，専攻会議の議を経て，研究科長に推薦するものとする。

３　前項の推薦に当たっては，構成員の３分の２以上が出席し，出席者の３分の２以上の賛成を得た場合とする。

（早期修了審査委員会）

第３条　早期修了の適用資格の有無について審査するため，早期修了審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は，各専攻長，各副専攻長及び教務委員会委員長により組織する。

３　前項の委員が早期修了予定者の推薦指導教員となっている場合には，別途，当該専攻もしくは教務委員会から教授１名を選出し，委員を交代する。

４　委員長は，委員会の互選によるものとし，最初の委員会は，研究科長が招集し，その議長となる。

５　委員会は，必要に応じ，指導教員又は被推薦者の学術領域に関係の深い教員等の出席を求め，意見を聴くことができる。

（最終判定）

第４条　早期修了の適用資格の有無の最終判定は，委員会が行う。

２　委員会は，早期修了適用資格審査結果報告書（別紙様式 5）を作成し，研究科長に提出して，以後の学位審査に関わる審議に付するものとする。

3　早期修了の適用資格があることの判定については，構成員の3分の2以上が出席し，その出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

（博士審査論文の提出）

第５条　早期修了の適用資格が有りと判定された者は，研究科長に博士論文を提出することができる。

（雑則）

第６条　この内規に定めるもののほか，早期修了に関して必要な事項は，別に定める。

附　則

この内規は，平成19年4月1日から施行する。

附　則

この内規は，平成29年4月1日から施行する。

附　則

この内規は，平成31年4月1日から施行する。

# 6　神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規の運用について

平成 20 年 10 月 7 日制定

神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規の実施については，次の事項に留意して運用するものとする。

## １．早期修了審査の対象者

早期修了審査の対象者は，「学位取得に十分な業績を上げるとともに，独立した研究者としての能力に達した者」とする。

「学位取得に十分な業績」とは，当該専攻・講座において課程博士取得者の平均的業績以上の業績であり，早期修了審査委員会では，当該専攻・講座の過去２年間における課程博士取得者の業績一覧と対象者の業績とを対比し，対象者の業績が当該専攻・講座の平均的業績以上であるかどうかについて判断する。

なお，対象者の業績は，以下の項目に分けて提出させるものとする。

Ａ．筆頭著者

１．英文論文－査読付き

２．和文論文－査読付き

３．学会発表

４．その他の特記すべき業績

Ｂ．筆頭著者以外

１．英文論文－査読付き

２．和文論文－査読付き

３．その他の特記すべき業績

## ２．その他

(1)　課程の修了に必要な単位のうち，「特定研究１，２，３，４，５及び６」については，「神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程における早期修了予定者及び転入学した者に対する必修単位の認定に関する申合せ（平成 20 年４月 18 日制定)」に基づき，研究指導終了時に未修得の単位を一括認定する。

(2)　学期を単位として授業科目の授業，研究指導が行われることから，学期の中途での修了は認めない。

附　則

１　この運用は，平成 23 年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 23 年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

# 7　神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程における早期修了予定者及び転入学した者に対する必修単位の認定に関する申合せ

平成 20 年 4 月 18 日制定

1．この申合せは，農学研究科博士課程後期課程（以下「本課程」という。）において，早期修了者及び転入学生が修得すべき必修科目「特定研究１，２，３，４，５及び６」（以下「特定研究」という。）の単位認定に関する取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（早期修了者）

2．「農学研究科規則」第 32 条に従い，優れた研究業績を上げた者については，本課程に１年（２年未満の修士課程又は前期課程を修了した者にあっては，当該在学期間を含めて３年）以上在学すれば足りるが，本課程の履修要件である必修単位の特定研究については，指導教員による研究指導終了時に未修得の単位を一括して認定するものとする。

（転入学生）

3．「神戸大学大学院農学研究科転入学に関する内規」第６条に従い，転入学した者の本課程における修学年限が定められるが，転入学した者に対しては指導教員等による研究指導終了時に特定研究のうち未修得の単位を一括して認定するものとする。

附　則

この申合せは，平成 20 年 4 月 18 日から施行する。

この申合せは，自然科学研究科博士課程後期課程（農学系）の学生にも準用する。

附　則

1　この運用は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 23 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

# 8　課程博士学位論文作成要領

学位論文の審査を願い出る者は，この作成要領に従って書類を整備すること。

書類に不備がある場合は，受理されないので，書類提出前に，指導教員及び農学研究科教務学生係の点検を必ず受けること。

## Ⅰ　学位論文について

1　学位論文は，日本語又は英語で記述すること。

2　学位論文は，図書館における供閲等を考慮し，永年保存に耐え得る製本とすることが望ましい。学位論文の表紙及び背表紙は，別紙１の要領で印刷すること。

3　規格は，A4 判のサイズとする

4　用紙は，白色上質紙とする。

5　記載は，縦位置，横書きとする。

6　学位論文は，永年保存に耐え得る印刷が望ましいが，複写（ゼロックス）でもよい。手書きによる場合は，楷書で丁寧に記載し，文中の外国語は，タイプ打ちすること。

7　いったん提出した学位論文等は，内容を変更したり，差し替えたりすることはできない。ただし，論文の内容が大きく変わらない程度の字句，誤字，脱字等については，学位論文審査終了前に，研究科長に願い出て許可を受けた上，訂正することができる。

8　共著論文のうち，次の条件を満たしているものは，学位論文として使用することができる。

(1)　学位論文提出者が研究及び論文作成の主働者であること。
（学位論文提出者がいわゆるシニアオーサーであること，当該論文が学位請求論文である旨明記されていること等が判定の基準となる。）

(2)　当該論文の共著者から，学位論文提出者の学位論文とすることについての「承諾書」が得られること。

＊承諾書の様式は，別紙２のとおりとする。

## Ⅱ　論文内容の要旨について

1　規格は，Ａ４判とし，縦位置，横書きで記載して，ホッチキス止めすること。

2　論文題目（副題を含む）は，提出する学位論文のとおり記載すること。

3　本文は，2000 字～ 4000 字でまとめること。
（英語の場合は，1200 語～ 2400 語でまとめること。）

4　論文が何章かに分かれている場合は，章ごとに順を追って記載すること。

5　記載に当たっては，Ⅰの 1，6，7 の要領によること。

## Ⅲ　学位論文審査願について

学位論文審査委員が３名のとき，学位論文は４通（審査委員が１名増えるごとに１通を加えることとする。），また論文目録は審査委員の人数にかかわらず２通と記入すること。

## Ⅳ　論文目録について

### 1 題目について

(1)　題目（副題を含む。）は，提出する学位論文のとおり記載すること。

(2)　英語の場合は，題目の下にその和訳を（　　）を付して併記すること。

### 2 印刷公表の方法及び時期について

(1)　公表は，単行の書籍又は学術雑誌等の公刊物（以下「公表誌」という）に登載して行うこと。

(2)　公表は，原則として学位論文そのものを全文公表すること。

ただし，若干の修正を加え，あるいは研究内容に直接影響しない部分を除外して発表することは差し支えない。また，学位論文の内容について，別の題目で公表した場合も公表したものとすることができる。

(3)　学位論文は，編・章等その構成上の区分により，あるいは内容上研究事項別に，分割公表することができる。

(4)　公表誌は，学術資料として，大学，その他の学術機関に保存され，一般に随時閲覧し得るものであること。

(5)　自費出版等によるもので，購読できる者が限定されている出版物であっても，大学，その他の学術機関等に配布されたものについては，公表誌として扱うことができる。ただし，この場合は，配布先の一覧表を添付すること。

(6)　学位論文全編をまとめて公表したものについては，その公表年月，公表誌名（雑誌の場合は巻・号）又は発行書名等を記載すること。また，学位論文を編・章等の区分により公表したものについては，それぞれの区分ごとに，公表の方法及び時期を記載すること。

(7)　学位論文（編･章）について，別の題目で公表した論文をもって，公表したものとする場合は，その公表題目を記載すること。

(8)　未公表のものについては，次の記載例を参照の上，その公表の方法及び時期の予定を記載すること。学位論文提出時において，予定が定まっていない場合は，「未定」とすること。

［記載例］

イ　すでに投稿し，学会等において，記載期日が決定しているが，学位論文提出時において，印刷公表していないもの。

題目○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○学会誌○巻○号

**令和○年○月○日掲載予定**

ロ　現在投稿中の場合

題目○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○学会誌投稿中

**（令和○年○月○日掲載予定）**

ハ　近く投稿する予定の場合

題目○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○学会誌投稿予定

**（令和○年○月○日掲載予定）**

上記イ，ロの場合，掲載予定証明又は受理証明があれば，コピーを２部添付すること。

なお，学位論文の公表については，神戸大学学位規程第 19 条に次のとおり規定されている。

神戸大学学位規程抜粋

（学位論文の公表）

**第 19 条**　博士の学位を授与された者は，当該博士の学位を授与された日から１年以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし，当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは，この限りではない。

２　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない理由がある場合には，当該教授会の承認を受けて，当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において，その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

３　博士の学位を授与された者が行う前２項の規定による公表は，原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

３ 冊数について

(1)　学位論文１通についての冊数を記載すること。

(2)　付図等を別冊として添付する場合は，その別冊を加えた冊数とすること。

ただし，冊子としていない付図等を添付した場合は，「○冊（付図添付）」のように記載すること。

※提出する論文の冊数を記入するのではなく，作成した論文が何冊で出来ているかを記入してください。

（例）論文１冊と作図等の計２冊で構成されている場合は２冊と記入してください。

## Ⅴ　履歴書について

１　氏名について

戸籍のとおり記入し，通称・雅号等は一切用いないこと。（他の書類についても同じ）

２　現住所について

(1)　住民票に記載されている住所（公称地名・番地）を記入すること。

(2)　通信上支障のないよう，団地名，宿舎名，番号等も記入すること。

３　学歴について

(1)　高等学校卒業後の学歴について，年次を追って記入すること

(2)　入学・休学・復学・退学・卒業・修了その他在籍中における異動について，もれなく記入すること。

(3)　在籍中における学校の名称等の変更についても記入すること。

(4)　本研究科における学歴については，次の要領で記入すること。

令和○○年４月１日　神戸大学大学院農学研究科○○○○○○専攻
（博士課程後期課程）入学（又は進学）

令和○○年３月 25 日 神戸大学大学院農学研究科○○○○○○専攻

（博士課程後期課程）修了見込み

4　職歴について

(1)　常勤の職について，その勤務先，職種等は年次を追って記入すること。ただし，非常勤の職であっても，特に教育・研究に関するものについては記入すること。

(2)　現職については，当該職について記入した箇所に，［現在に至る］と明示すること。

5　学会及び社会における活動等について

(1)　学位審査の参考になると思われる学会活動及び研究歴について，年次を追って，又は事項別に記入すること。

(2)　学術に関する研究歴として記入する事項は，およそ次のようなものがある。

イ　研究課題（共同研究を含む。）に関するもの。

ロ　研修に関するもの

ハ　学術調査に関するもの

ニ　学術奨励金に関するもの

(3)　学歴又は職歴として記入することが適当なものについては，この欄に重複して記入しないこと。

6 賞罰について

特記すべきものと思われるものを記入すること。

## Ⅵ 参考論文について

学位審査のために必要があるときは，参考として他の論文を附加提出できる。その場合，当該論文の抜粋等を学位論文と同数提出すること。

別紙１

必ずしも見本のようなハードカバーでなくてもよい。
（ソフトカバーによる製本でも可。ただし，永年保存に耐えうる製本であること。）

【背表紙】
博士論文，論文題目，研究科名，氏名を直接印刷すること。

【扉】
博士論文，論文題目，論文提出年月，研究科名，氏名を直接印刷すること。
英語による学位論文の場合は，論文題目の和訳を必ず併記すること。

博　士　論　文
○○○○○○○

博士論文
○○○○○
○　○　○　○
神戸大学大学院農学研究科

**博　士　論　文**

（論文題目）

○○○○○○○○○○

令和○○年○○月

神戸大学大学院農学研究科

（氏名）　○　○　　○　○

【表紙】
博士論文，論文題目，論文提出年月，研究科名，氏名を直接印刷すること。
英語で記載する場合は，Doctoral Dissertation, 論文題目，論文提出年月 (ex: January 200X), Graduate School of Agricultural Science, Kobe University, 氏名を直接印刷すること。

論文提出年月は，本審査の際に提出する年月とする。

例：３月修了　　令和○○年１月
　　９月修了　　令和○○年７月

論文博士（課程を経ない者の博士論文）の場合は農学研究科の記入は不用。

別紙２

# 承　　諾　　書

私どもは，下記の共著論文を　　氏の学位論文とすること

を承諾します。なお，この論文を再び他の学位論文に使用することはありません。

記

論文題目・雑誌名　巻・号・頁・公表年（外国語の場合は，その和訳を併記すること）

年　　月　　日

共　著　者

氏名　　印

氏名　　印

氏名　　印

※氏名欄を適宜追加しても構わない。

# 9　農学研究科における博士論文の公表に関する申合せ

平成 26 年 2 月 10 日教授会制定

1．原則として，「神戸大学における博士論文の公表に関する取扱要項」第 3 の「やむを得ない事由」(1) の場合は「(様式 4) 博士論文全文の非公表申請書」を，(2) (3) (4) の場合は「(様式 1) 博士論文全文の公表延期申請書（新規)」を，博士論文提出時に教務学生係に提出するものとする。

2．但し，(2) (3) であっても，博士論文の内容を掲載した Journal 等（著作権保有）が「どのような場合であってもリポジトリでの公表不可」とする場合は，非公表申請も認める。その場合，非公表申請をする者は，その証拠を教務学生係に提出するものとする。

3．提出された申請の採否にかかる原案は，教務企画調整室で作成し，教務委員会で審議する。同委員会での了承を経て，学科長・専攻長会議，教授会で承認を得る。結果は，本人に通知する。

4．博士論文全文の公表の延期を継続して希望する者は，延期承認期間終了２カ月前までに，「博士論文全文の公表延期申請（継続)」(様式 2) を教務学生係に提出するものとする。

5．公表の延期理由が解消した場合には，速やかに「(様式 3) 公表延期理由解消申請書」を教務学生係に提出するものとする。

6．様式２，様式３による申請についても，様式１，様式４の手順（上記 3) に準じて審議する。

この申合せ事項は，平成 25 年 4 月 1 日以後に学位を授与された者について適用する。

附　則

この申合せは，平成 30 年 1 月 19 日から施行する。

# 10　神戸大学における博士論文の公表に関する取扱い要項

（趣旨）

第１　この要項は，神戸大学学位規程（以下「学位規程」という。）第 19 条に規定する博士論文の公表に関する取扱いについて，必要な事項を定めるものである。

（公表）

第２　学位規程第 19 条第１項及び３項の規定に基づき，博士の学位を授与された者は，当該博士の学位を授与された日（以下「授与日」という。）から１年以内に，博士論文の全文を神戸大学学術成果リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の利用により公表するものとする。

（公表延期又は非公表の理由）

第３　学位規程第 19 条第２項に規定する，博士論文の全文に代えて，その内容を要約したもの（以下「要約」という。）とすることができる「やむを得ない理由がある場合」とは，次の場合をいう。

(1) 博士論文が，立体形状による表現を含む等の理由により，リポジトリの利用により公表することができない場合

(2) 博士論文が，著作権保護，個人情報保護等の理由により，博士の学位を授与された日から１年を超えてリポジトリの利用により公表することができない内容を含む場合

(3) 出版刊行，多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載，特許の出願等との関係で，リポジトリの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって，明らかな不利益が博士の学位を授与された日から１年を超えて生じる場合

(4) その他，特別な理由がある場合

（公表を延期する期間）

第４　第３に掲げる理由（第３の（１）に掲げる理由等により公表することができない場合を除く。）により，リポジトリの利用による公表を行わなかった博士論文については，原則として，授与日から２年経過後にリポジトリの利用により公表を行うものとする。

（公表延期申請又は非公表申請）

第５　第３の理由により，博士論文の公表の延期又は非公表の承認を受けようとする者は，当該研究科長に「（様式１）博士論文全文の公表延期申請書（新規）」又は「（様式４）博士論文全文の非公表申請書」を当該研究科長が定める期間内に要約を添えて提出するものとする。

（公表延期継続申請）

第６　第５の申請により承認を受けた期間を超えて公表を延期する理由が生じた場合，博士の学位を授与された者は，承認された期間内に当該研究科長に「（様式２）博士論文全文の公表延期申請書（継続）」を提出するものとする。

（公表延期理由解消申請）

第７　第５及び第６により承認を受けた期間内に公表の延期理由が消滅した場合には，博士の学位を授与された者は，当該研究科長に「（様式３）博士論文の公表延期理由解消申請書」を提出するものとする。

（教授会）

第８　研究科長は，第５から第７までの規定による申請があったときは，教授会に審議を行わせ，その結果を直ちに学長に報告するものとする。

（雑則）

第９　この要項に定めるもののほか，この要項の実施に関し必要な事項は，大学教育推進機構大学教育推進委員会が定める。

附　則

この要項は，平成 25 年 7 月 4 日から施行し，平成 25 年 4 月 1 日以後に学位を授与された者について適用する。

附　則

この要項は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## [課程を経ない者の博士論文審査]

# 1　神戸大学大学院農学研究科の課程を経ない者の博士論文審査等に関する内規

平成19年４月１日制定
平成25年６月21日改正

（趣　旨）

**第１条**　この内規は，神戸大学学位規程（平成 16 年４月１日制定。）第 24 条に基づき，神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）の課程を経ない者の博士論文審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

（学　位）

**第２条**　研究科において授与する学位は，博士（農学）又は博士（学術）とする。

（学位申請資格）

**第３条**　課程を経ない者で，学位の授与を申請することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学院の博士課程において，所定の期間在学し，所定の単位を修得して退学した者
(2)　大学院の修士課程を修了した後，３年以上の研究歴を有する者
(3)　大学を卒業した後，６年以上の研究歴を有する者
(4)　前各号に掲げる者のほか，研究科教授会において資格があると認めた者

２　研究歴とは，次の各号に掲げるものとする。

(1)　大学又は短期大学の専任教員として研究に従事した期間
(2)　研究所等において研究に従事した期間
(3)　大学院の学生として研究活動を行った期間（修士課程は２年，博士課程は３年を上限とする。）
(4)　修士課程修了又は博士課程退学の後，大学の研究生として研究活動を行った期間
(5)　その他学位申請資格審査委員会において認めた期間

（博士論文等の提出）

**第４条**　課程を経ない者が学位の授与を申請するときは，次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

(1)　学位申請書（別紙様式１）　１部
(2)　論文目録（別紙様式２）　１部
(3)　博士論文　４部
(4)　博士論文を記録した電子媒体（CD-R）　１部
(5)　論文内容の要旨（別紙様式３）　１部
(6)　履歴書（別紙様式４）　１部
(7)　最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び学業成績証明書
(8)　その他参考論文等

（学位申請資格審査委員会）

第５条　学位申請資格の有無を審査するため，学位申請資格審査委員会を置く。

２　学位申請資格審査委員会は，教務委員会委員長及び教務委員会委員で組織し，委員長は，教務委員会委員長を充てる。

３　委員長は，学位申請資格審査委員会を招集しその議長になる。

４　学位申請資格審査委員会が必要と認めたときは，同審査委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（学位申請資格の判定）

第６条　研究科教授会は，学位申請資格審査委員会の審査結果に基づいて，第３条に規定する学位申請資格を有するか否かについて判定を行う。ただし，第３条の第１項第１号から第３号までの各号の規定により，学位申請資格審査委員会の審査を経た結果については，研究科教授会において判定を受けたものとして取り扱う。

（学長への進達）

第７条　研究科長は，学位申請者から博士論文等の提出があったときは，研究科教授会の議を経て，当該博士論文等を学長に進達するものとする。

（博士論文審査委員会）

第８条　学長から論文審査の付託があったときは，論文審査及び試験等を行うため，学位申請者ごとに博士論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

２　審査委員会は，教授２人以上を含む研究科の教員３人以上をもって組織し，主査１人及び副査をおくこととする。

３　審査委員となる研究科の教員は，神戸大学大学院農学研究科教員資格審査委員会において，後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められたものに限る。

４　研究科教授会において審査のため必要があると認めるときは，前２項に定める者のほか，当該博士論文の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。

５　主査及び副査の選定は，研究科教授会の議を経て行う。

６　審査委員会は，論文の審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても，審査するものとする。

（博士論文審査及び試験）

第９条　審査委員会は，博士論文の審査及び博士論文を中心としてこれに関連する専門科目について，筆答又は口頭による試験（以下「試験」という。）を行うものとする。

２　審査委員会は，試験の科目，試験の方法等を定めて，学位申請者に通知するものとする。

３　審査委員会は，博士論文発表会を開催するものとする。

（試　問）

第１０条　審査委員会は，研究科の課程を修了したものと同等以上の学力があることを確認するための試問（以下「試問」）という。）を行うものとする。

２　試問は，学位申請者の学術領域の専門科目及び専門の学術研究を行うのに必要な外国語（日本人は英語，外国人は日本語及び英語）について，筆答又は口頭により行う。

3　審査委員会において試問のために必要があると認めるときは，審査委員以外の教員にも試問を行わせることができる。

4　審査委員会は，試問の科目，試問の方法等を定めて，学位申請者に通知するものとする。

（博士論文審査等の結果報告）

**第 11 条**　審査委員会は，博士論文の審査及び試験並びに試問が終了したときは，博士論文審査結果報告書（別紙様式５）を研究科長に提出するものとする。

附　則

この内規は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は，平成 25 年 6 月 21 日から施行する。

附　則

この内規は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

# 2　神戸大学大学院農学研究科の課程を経ない者の博士論文草稿の内見に関する申合せ

平成19年4月1日制定

（趣　旨）

**第１条**　この申合せは，神戸大学大学院農学研究科の課程を経ないで，神戸大学大学院農学研究科に学位の授与を申請しようとする者（以下「学位申請希望者」という。）がある時に，その申請に先立ち実施する博士論文の草稿の内見に関し，必要な事項を定めるものとする。

（内見の申し出）

**第２条**　学位申請希望者は，博士論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授又は准教授に博士論文の草稿の内見を申し出るものとする。

２　博士論文草稿の内見の申し出を受けた教員は，博士論文草稿の学術領域との関連性等を確認することとし，申し出を受理するときは，学位申請希望者に次の書類等を提出させ，内見受理委員となる。

(1)　論文目録（別紙様式１）　１部
(2)　博士論文の草稿　３部
(3)　論文内容の要旨の草稿　３部
(4)　履歴書（別紙様式２）　１部
(5)　最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書　１部
(6)　在職・研究従事内容証明書（別紙様式３）　１部
(7)　その他の参考論文

（内見委員会）

**第３条**　内見委員会は，学位申請希望者ごとに，教授２人以上を含む研究科の教員３人以上をもって組織する。

２　内見委員となる研究科の教員は，神戸大学大学院農学研究科教員資格審査委員会において，後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められたものに限る。

３　委員長には内見受理委員を充てる。

４　内見受理教員は，必要があると認めるときは，前１項に定めるもののほか，当該博士論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を内見委員会に加えることができる。

５　内見委員会は，博士論文草稿等の内容の検討を行い，学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否の案を作成するものとする。

６　内見委員会は，学位申請希望者の学位申請資格の有無の案を作成し，結果を研究科長に報告する（別紙様式４）。

７　内見委員会の委員長は，内見が終了したときは，博士論文草稿内見結果報告書（別紙様式５）を専攻長を経て，専攻会議に提出するものとする。

８　内見の結果は，内見受理教員が学位申請希望者に通知するものとする。

（審査委員候補者の選出）

**第４条**　専攻会議は，博士論文草稿内見結果報告書に基づき，学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の案の適否を判断し，学位審査に値すると判断された学位

申請希望者ごとに，博士論文審査委員会委員候補者（主査及び副査の候補者）３人以上を選出するものとする。

（研究科長への届出）

第５条　専攻長は，専攻会議終了後直ちに，博士論文草稿内見結果報告書及び博士論文提出予定者・博士論文審査委員会委員候補者名簿（別紙様式６）を研究科長に提出するものとする。（履歴書を１部添付するものとする。）

附　則

この申合せは，平成 19 年４月１日から施行する。

附　則

この申合せは，平成 20 年５月 16 日から施行する。

附　則

この申合せは，平成 27 年４月１日から施行する。

# 3　神戸大学大学院農学研究科において単位修得退学した者の博士論文審査等に関する申合せ

平成 19 年 9 月 7 日制定

1　この申合せは，農学研究科博士課程後期課程において所定の期間在学して所定の単位を修得し，かつ，必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者（以下「単位修得退学者」という。）の博士論文審査等について，必要な事項を定めるものとする。

（申合せの適用）

2　神戸大学大学院農学研究科における課程を経ない者の博士論文審査等に関する内規第 3 条第 1 項第 1 号に規定する者が，原則として単位修得退学後 5 年以内に博士論文の審査を申請する場合にこの申合せを適用する。

（学位申請資格審査委員会）

3　単位修得退学者に対する学位申請資格の審査は，省略することができる。

（博士論文草稿の内見）

4　単位修得退学者の博士論文草稿の内見に際しては，最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び在職・研究従事内容証明書の提出は，省略することができる。

（博士論文の申請）

5　単位修得退学者が学位の授与を申請するときは，最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び学業成績証明書の提出は省略することができる。

附　則

1　この申合せは，平成 19 年 9 月 7 日から施行する。

2　この申合せは自然科学研究科（農学系）博士課程後期課程の学生にも準用する。

附　則

この申合せは，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この申合せは，平成 30 年 7 月 20 日から施行する。